

【リアル用】

ファンくる サービス 申込書

Fancrew サービス 申込書

(新規)・追加)

株式会社 ROI 御中

No.

Fancrew サービス約款を承認し、以下の通り申し込み致します。

お申込み日 平成 年 月 日

契約者名 (法人)	フリガナ 法人名	契約者印
	フリガナ 代表者名	
	契約者(法人)住所 フリガナ 〒 -	
	電話番号	FAX番号
	設立年月日 年 月 日	資本金 万円

御社ご担当者名	フリガナ 担当者名	印	E-MAIL
	【部署名・役職名】		【ご連絡先電話番号】

請求先	〒 - フリガナ	印	【ご担当者様氏名】
	契約者と同じ場合は記入不要		【電話番号】
		【FAX番号】	

契約対象店舗	サイト URL	http:// www.fancrew.jp
	合計 : 店舗	

販売	販売代理店
社名 株式会社 ROI	
住所 東京都新宿区下宮比町3-2 飯田橋スクエアビル2F	
電話 03-5225-0588	
FAX 03-5225-0806	

◆サービス申込内容

(税抜)

品名		金額	
年間掲載料金			
月額ASP使用料金			
モニター謝礼 (成果単価)		モニター謝礼 支払上限	
モニター送客手数料		モニター送客人数	

◆オプション申込内容

品名	金額	備考
	円	
	円	
	円	

◆契約期間

--

◆備考

--

◆その他特記事項

- お申込後に申し込み内容について審査を行います。お申込後にサービスの提供をお断りする場合がございますので、ご了承ください。
- 当月モニター分を、翌月末払いにてご請求させていただきます。
- 毎月のモニター送客人数及びモニター謝礼の変更は、変更を希望する月の【前月20日】までに、当社に対し、書面または電子メールにて通知するものとし、変更を受諾した旨の当社からの連絡をもって受理されたものとします。
- 本規約に基づく債務の支払いを遅滞した時は、支払期日の翌日から未払い債務の全額の支払いが完了するまで、当該遅延額に対し、年14.6%(1年を365日とする日割り計算)の遅延損害金を当社に支払うものとします。
- 契約期間満了日の属する月の【前月20日】までに、契約者より、契約更新拒絶の意思表示が、電子メールまたは書面で行われない場合には、自動的に本契約の本サービス利用期間を【12ヶ月】延長するものとし、以降も同様とします。
- お申し込みの店舗が増加した場合には、1店舗あたり年間掲載料金 _____ 万円、月額ASP使用料金 _____ 万円を、上記金額に加算するものとします。

◆ROI使用欄

営業部	営業部	管理部	管理部	経理	営業サポート	営業サポート
担当	部長	(不備)	(与信)	(保証金)	(住所入力)	(掲載)
2013/7/31	2013/ /	2013/ /	2013/ /	2013/ /	2013/ /	2013/ /
佐藤						

※ 契約者名(法人)欄の契約者印は、法人様は代表印、個人様は実印でのご捺印をお願い致します。

【ROI Fancrewリアル サービス約款】平成19年2月5日制定、平成21年3月3日改訂、平成22年10月1日改訂、平成23年3月1日改訂

- 総則
- 1-1 準則

株式会社ROI(以下、当社という)は、当社が定めたこの「ROI Fancrew リアル サービス約款」(以下、本約款という)に従い、Fancrewポータルサイトサービス(以下、本サービスという)を提供します。

1-2 約款の変更

当社は、本約款の本サービス契約者(以下、契約者という)の承諾なく変更することがあります。本約款の変更があった場合、契約者は変更後の約款に従うものとします。

1-3 用語の定義

- 「登録情報」契約者による申込み及び管理画面からのアップロードにより第三者に公表される、店舗情報及び画像、文章。
- 「契約対象店舗」契約者が申込み時に指定した店舗もしくは商品。
- 「アンケートレポート」契約対象店舗における消費者へのサービスについてのアンケート結果を言います。
- 「ユーザー」本サービスに登録している会員

2 サービス内容

2-1 アンケートシステム

当社は、契約者との協議の上決定した内容に基づき登録された、若しくは、本約款2-3で登録された第三者の登録情報に対して、契約対象店舗及び契約対象商品の覆面モニターを募集します。それに対する応募者に、契約対象店舗及び商品の覆面モニター及びモニターレポートの提出を依頼します。覆面モニターの実施は、契約期間中毎月実施されます。

2-2-1 覆面モニター

契約者は、当社を通じて覆面モニターを行ったユーザーに対し、覆面モニターが実施された後、本約款9項で定めた謝礼金額を覆面モニターの対価として支払うものとします。

2-2-2 覆面モニターの実施

覆面モニターの実施は、覆面モニターを行ったユーザーがアンケートレポート及び領収書、レシート、納品書等が当社の指定されたサーバーにアップロードし、そのアップロードされたアンケートレポート及び領収書、レシート、納品書等が当社の基準に適合していることを当社が判断した時点で完了とします。尚、通販モニターの場合は、納品書、購入番号などが対象となります。また、その際提出されたレシートに関して当社は、領収書、レシート、納品書等を受理した日から起算して90日間保管し、契約者から請求のあった場合には、営業時間(平日10時～19時)に限り契約者に対し、開示するものとする。

2-3 ポータルサイトサービス

本約款2-1とは別の、当社のサーバーに契約者のアカウントを設定し、その契約者の登録情報を保管して、インターネット上からユーザーのアップロードしたアンケートレポートの閲覧、契約対象店舗へ登録のあったユーザーに対する電子メールの配信を可能にするサービスです。

2-4 オプションサービス

上記サービス(本約款2-1、2-2、2-3)を基本サービスとし、それ以外のサービスを提供する場合は、別に定めるものとします。

3 利用契約

3-1 本契約の本サービス利用期間

本契約の本サービス利用期間は、利用申込書が受理、承認された日より12ヶ月を原則としますが、申込書記載の期間が12ヶ月と異なる場合には申込書記載の契約期間を優先します。但し、契約期間満了日の属する月の前月20日までに、契約者より、契約更新拒絶の意思表示が、電子メールまたは書面で行われない場合には、自動的に本契約の本サービス利用期間を12ヶ月更新するものとします。尚、更新がなされた場合には、9-1a年間掲載料金を支払うものとします。

3-2 権利譲渡の禁止

契約者は、本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を第三者に譲渡することは出来ません。

4 利用申込等

4-1 利用申込

当社は、契約者が署名捺印した当社が定める利用申込書の提出を持って、利用申込を受付、当社が定める必要な審査・手続きを経た後に当該利用申込を承諾します。

4-2 利用申込書の提出方法

利用申込書の提出は原則、郵送及び手渡しによるものとしますが、当社が認める場合に限り、別方法による利用申込書の提出に代えることができます。

5 サービス提供審査

契約者の申込内容について当社のサービス提供基準により、利用申込受付後にサービスの提供をお断りする場合があります。また、以下の各号に該当する場合も利用申込書を承諾しないことができます。

- 申込書に虚偽の記載がある場合
- その他、当社がサービスの提供を適当でないと判断した場合

6 サービスの停止等

6-1 サービスの停止

当社は契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスを停止することが出来るものとします。

- 契約者が、当社が指定した期日までにサービス料金を支払わなかった場合
- 契約者が本約款の義務を怠った場合
- 契約者自らが振り出した手形または小切手が不渡りとなった場合
- 差押え、仮差押えまたは競売の申し立てがあった場合
- 租税滞納処分を受けた場合
- 破産、会社更生、民事再生等の申立をし、またはこれを受けた場合
- 解散若しくは、営業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合

6-2 サービスの廃止

当社は、都合により本サービスの全部または特定のサービス事項を廃止することがあります。この場合、当社は契約者に対し廃止の30日前までに、当社が定める方法により通知します。

6-3 保守・障害によるサービスの停止

当社は、次の各号に該当する場合、サービスの全部または一部を一時的に停止する場合があります。また、次の各号の規定によりサービスの全部または一部を停止する場合には、契約者は、事前に通知されることなく一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、サービス停止等による出店料等の返還、損害の補償等を当社にしないこととします。

- 当社または当社が利用する電気通信設備の保守または工事上やむを得ない場合
- 当社または当社が利用する電気通信設備に障害が発生した場合

7 契約の解除

7-1 当社が行う契約の解除

当社は本約款6-1のいずれかに該当する場合、同条に定める提供を停止し、契約者に何らかの通知をせずに、直ちに利用契約を解除することが出来るものとします。

7-2 契約者が行う契約の解除

契約者は本約款6-2の規定により、本サービスの全部または特定のサービス事項が廃止された場合、当該廃止日に当該種別に係る本サービスの利用契約が解除されたものとします。

7-3 契約の解約

契約者が契約を解約する場合には、解約を希望する日の前月の20日前までに、当社に対しその旨を、当社の定める方法で当社に対し通知するものとします。尚、契約の解約日が月中になる場合には、解約当月の月額ASP使用料は全額支払うものとし、返金いたしません。

8 個人情報

8-1 個人情報の所有

本サービスを通じてインターネット上のみならず入手・利用するあらゆる個人情報(以下、顧客情報という)については当社の所有とします。

8-2 個人が特定できる情報の利用について

当社は、顧客情報のうち個人が特定できる情報については、事前に顧客情報を提供した第三者の同意を得て、契約者及び自らの業務遂行のためにこれを利用することが出来ます。

8-3 個人が特定できない情報の利用について

当社は、顧客情報のうち個人が特定できない情報(性別・年代)については、あらかじめ定めた内容・様式を用いて契約者に対し提供することが出来ます。

8-4 個人情報保護規定

当社は、顧客情報の取り扱いについて「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報を提供した本人に対し、当該個人情報の利用目的を通知または公表しなくてはならない。

9 料金等

9-1 サービス提供料金の内容及び支払サイト

本サービスの提供料金及び関連費用は以下の各項目からなります。

- 年間掲載料金：契約者が、契約期間中サービスを受けるに当たり、当社がサーバーに契約者のアカウントを設定する作業費用。掲載予定日の前日までに支払う。また、本約款7条に該当する契約の解除が行われた場合でも、本料金は返還しません。
- 月額ASP使用料金：当サービスの基本サービス利用対価。契約開始月から、当月分を翌月末までに支払う。
- モニター謝礼：本サービスを利用し、店舗への来店・支払が発生した際に課金がされる謝礼。当月分を翌月末までに支払う。
- モニター送客手数料：本サービスを利用し、店舗への来店・支払が発生した際に課金がされる送客手数料。当月分を翌月末までに支払う。
- オプション費用：基本サービス以外のサービス利用対価。納品月の翌月末までに支払う。

9-2 料金の支払い

契約者は、当社が指定する支払期日までに、当社が定める口座に現金振込みで支払うものとします。また、契約者が当社に対し、サービス提供料金を支払う場合、支払いを要する額は当該料金の額に消費税を加算した額とします。契約者が当社に対し、サービス提供料金を支払う場合、支払いに要する振込み手数料等については契約者が負担するものとします。

9-3 遅延損害金

契約者が、本規約に基づく債務の支払いを遅滞した時は、支払期日の翌日から未払い債務の全額の支払いが完了するまで、当該遅延額に対し、年14.6%(1年を365日とする日割り計算)の遅延損害金を当社に支払うものとします。

9-4 預かり保証金

本約款4-1で定める利用申込の審査結果によっては、契約者から預かり保証金を頂戴することがあります。預かり保証金は、本約款7条に該当する契約の解除が行われた場合に、契約者からの通知をもって、返還します。

9-5 サービス提供料金

本約款9-1に定めるサービス提供料金は、本約款4項に定める利用申込書に記載するものとします。

9-6 サービス停止に伴う料金

本約款6-1の規定によりサービスが停止した場合における当該サービス期間のサービス費用は、サービスがあったものとして取り扱い、契約者にその全ての支払いの義務がサービス停止日に生じます。

9-7 サービス提供料金の返却

既に支払われたサービス提供料金に関して、如何なる事由が生じた場合でも、当社は返却しないものとします。

9-8 モニター派遣に関する料金の発生基準

本条9-1の各c、d、e項について、ユーザーに対しアンケートレポートの提出を依頼した場合、ユーザーより解約日以降にアンケートレポートの提出があったとしても、当該契約期間内にアンケートレポートは提出されたものとし、契約者は各項の料金について支払う責を負うものとします。

10 覆面モニター条件変更

10-1 覆面モニター上限人数の変更

毎月のモニターの上限人数、及びレポート数は、本約款4-1で定める利用申込書に記載するものとし、契約者がモニターの人数、及びレポート数の変更を希望する場合は、変更を希望する月の前月20日までに、当社に対し書面若しくは電子メールで告知するものとし、変更を受諾した旨の当社からの連絡を持って受理されたものとします。

10-2 覆面モニターの謝礼の変更

モニターの謝礼の変更は、変更を希望する月の前月20日までに、当社に対し書面若しくは電子メールで告知するものとし、変更を受諾した旨の当社からの連絡を持って受理されたものとします。

11 秘密保持

11-1 基本契約

当社及び契約者は、サービス利用及び契約の履行に際し知り得た、相互の業務上の秘密(以下、秘密情報という)について、相手方の事前の書面による同意が無い限りは、公知の事実、本サービスの契約以前に入手した情報、法令に基づく場合、または公的機関等の正当な権限を有するものから情報開示の要請があった場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならないものとします。但し、契約者の契約対象店舗へ登録したユーザーの人数並びに属性、ユーザーから獲得したアンケートレポートについては、秘密保持契約の対象外とします。

11-2 業務委託及び従業者

秘密情報は相手方の書面による同意が得られた場合、第三者に秘密情報を用いた業務を委託することが出来ます。但し、業務内容、目的、委託する情報についても相手方に開示し、承認を得なければなりません。また、委託した場合は委託する第三者に対し、本約款に定める個人情報及び秘密保持に関する項目を遵守させ、それに準じた秘密情報保持契約を締結しなくてはならないものとします。秘密情報を取り扱う従業者に対しても同様に遵守させることとします。

11-3 秘密保持契約の有効期限

本約款に定める秘密保持契約については、あらゆる事由により本契約が終了した後も有効に存続します。

12 禁止行為

契約者は、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。但し、各号共に当社の書面による許可があった場合はこの限りではありません。

- 本サービスの複製及び類似サービスの制作及び販売、並びに類似サービスを制作する第三者に対しアドバイスすること。
- 本来の目的と異なる目的で本サービスを利用すること
- 当社に営業上の支障や信用毀損などを生じさせる行為

13 契約者の義務

13-1 ユーザーID及びパスワードの管理

契約者は、当社から発行されたユーザーID及びパスワードについて管理の責任を負います。これらが盗難にあった場合は速やかに当社に通知するものとします。但し、ユーザーID及びパスワードが利用されたことにより、契約者に不利益があった場合も当社は一切の責任を負わないものとします。

13-2 契約者情報の変更

契約者は、その氏名、名称、住所、連絡先等に関する情報に変更があった場合には、速やかに当社が定める方法で、その旨を当社に対し通知するものとします。

14 債権譲渡

契約者が、本規約に基づく債務の支払いを遅滞した時は、当社が本規約に基づく債権及び権利を、必要に応じ債権回収会社、その他金融機関等に譲渡、若しくは担保提供、その他の処分をすることを予め承諾します。

15 信義則

当社及び契約者は、本約款の解釈に疑義が生じた場合には、お互いに誠実に協議しこれを解決するものとする。また、本約款に定めのない事項が生じた場合にも同様とします。

16 管轄裁判所

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

Fancrew サービス 申込書 (新規)・追加

お客様 控え

No.

Fancrew サービス約款を承認し、以下の通り申し込み致します。

お申込み日 平成 年 月 日

契約者名 (法人)	フリガナ 法人名	契約者印
	フリガナ 代表者名	
	契約者(法人)住所 フリガナ 〒 -	
	電話番号	FAX番号
	設立年月日 年 月 日	資本金 万円

御社ご担当者名	フリガナ 担当者名	印	E-MAIL
	【部署名・役職名】		【ご連絡先電話番号】

請求先	〒 - フリガナ	印	【ご担当者様氏名】
	契約者と同じ場合は記入不要	【電話番号】	【FAX番号】

契約対象店舗	サイト URL	http:// www.fancrew.jp
	合計 : 店舗	

販売	販売代理店
社名 株式会社 ROI	
住所 東京都新宿区下宮比町3-2 飯田橋スクエアビル2F	
電話 03-5225-0588	
FAX 03-5225-0806	

◆サービス申込内容 (税抜)

品名	金額	
年間掲載料金		
月額ASP使用料金		
モニター謝礼 (成果単価)		モニター謝礼 支払上限
モニター送客手数料		モニター送客人数

◆オプション申込内容

品名	金額	備考
	円	
	円	
	円	

◆契約期間

-

◆備考

--

◆その他特記事項

- お申込後に申し込み内容について審査を行います。お申込後にサービスの提供をお断りする場合がございますので、ご了承ください。
- 当月モニター分を、翌月末払いにてご請求させていただきます。
- 毎月のモニター送客人数及びモニター謝礼の変更は、変更を希望する月の【前月20日】までに、当社に対し、書面または電子メールにて通知するものとし、変更を受諾した旨の当社からの連絡をもって受理されたものとします。
- 本規約に基づく債務の支払いを遅滞した時は、支払期日の翌日から未払い債務の全額の支払いが完了するまで、当該遅延額に対し、年14.6%(1年を365日とする日割り計算)の遅延損害金を当社に支払うものとします。
- 契約期間満了日の属する月の【前月20日】までに、契約者より、契約更新拒絶の意思表示が、電子メールまたは書面で行われない場合には、自動的に本契約の本サービス利用期間を【12ヶ月】延長するものとし、以降も同様とします。
- お申し込みの店舗が増加した場合には、1店舗あたり年間掲載料金 _____ 万円、月額ASP使用料金 _____ 万円を、上記金額に加算するものとします。

◆ROI使用欄

	営業部	営業部	管理部	管理部	経理	営業サポート	営業サポート
	担当	部長	(不備)	(与信)	(保証金)	(住所入力)	(掲載)
	2013/7/31	2013/ /	2013/ /	2013/ /	2013/ /	2013/ /	2013/ /
佐藤							

※ 契約者名(法人)欄の契約者印は、法人様は代表印、個人様は実印でのご捺印をお願い致します。

【ROI Fancrewリアル サービス約款】平成19年2月5日制定、平成21年3月3日改訂、平成22年10月1日改訂、平成23年3月1日改訂

- 総則
- 1-1 準則

株式会社ROI(以下、当社という)は、当社が定めたこの「ROI Fancrew リアル サービス約款」(以下、本約款という)に従い、Fancrewポータルサイトサービス(以下、本サービスという)を提供します。

1-2 約款の変更

当社は、本約款の本サービス契約者(以下、契約者という)の承諾なく変更することがあります。本約款の変更があった場合、契約者は変更後の約款に従うものとします。

1-3 用語の定義

- 「登録情報」契約者による申込み及び管理画面からのアップロードにより第三者に公表される、店舗情報及び画像、文章。
- 「契約対象店舗」契約者が申込み時に指定した店舗もしくは商品。
- 「アンケートレポート」契約対象店舗における消費者へのサービスについてのアンケート結果を言います。
- 「ユーザー」本サービスに登録している会員

2 サービス内容

2-1 アンケートシステム

当社は、契約者との協議の上決定した内容に基づき登録された、若しくは、本約款2-3で登録された第三者の登録情報に対して、契約対象店舗及び契約対象商品の覆面モニターを募集します。それに対する応募者に、契約対象店舗及び商品の覆面モニター及びモニターレポートの提出を依頼します。覆面モニターの実施は、契約期間中毎月実施されます。

2-2-1 覆面モニター

契約者は、当社を通じて覆面モニターを行ったユーザーに対し、覆面モニターが実施された後、本約款9項で定めた謝礼金額を覆面モニターの対価として支払うものとします。

2-2-2 覆面モニターの実施

覆面モニターの実施は、覆面モニターを行ったユーザーがアンケートレポート及び領収書、レシート、納品書等が当社の指定されたサーバーにアップロードし、そのアップロードされたアンケートレポート及び領収書、レシート、納品書等が当社の基準に適合していることを当社が判断した時点で完了とします。尚、通販モニターの場合は、納品書、購入番号などが対象となります。また、その際提出されたレシートに関して当社は、領収書、レシート、納品書等を受理した日から起算して90日間保管し、契約者から請求のあった場合には、営業時間(平日10時～19時)に限り契約者に対し、開示するものとする。

2-3 ポータルサイトサービス

本約款2-1とは別の、当社のサーバーに契約者のアカウントを設定し、その契約者の登録情報を保管して、インターネット上からユーザーのアップロードしたアンケートレポートの閲覧、契約対象店舗へ登録のあったユーザーに対する電子メールの配信を可能にするサービスです。

2-4 オプションサービス

上記サービス(本約款2-1、2-2、2-3)を基本サービスとし、それ以外のサービスを提供する場合は、別に定めるものとします。

3 利用契約

3-1 本契約の本サービス利用期間

本契約の本サービス利用期間は、利用申込書が受理、承認された日より12ヶ月を原則としますが、申込書記載の期間が12ヶ月と異なる場合には申込書記載の契約期間を優先します。但し、契約期間満了日の属する月の前月20日までに、契約者より、契約更新拒絶の意思表示が、電子メールまたは書面で行われない場合には、自動的に本契約の本サービス利用期間を12ヶ月更新するものとします。尚、更新がなされた場合には、9-1a年間掲載料金を支払うものとします。

3-2 権利譲渡の禁止

契約者は、本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を第三者に譲渡することは出来ません。

4 利用申込等

4-1 利用申込

当社は、契約者が署名捺印した当社が定める利用申込書の提出を持って、利用申込を受付、当社が定める必要な審査・手続きを経た後に当該利用申込を承諾します。

4-2 利用申込書の提出方法

利用申込書の提出は原則、郵送及び手渡しによるものとしますが、当社が認める場合に限り、別方法による利用申込書の提出に代えることができます。

5 サービス提供審査

契約者の申込内容について当社のサービス提供基準により、利用申込受付後にサービスの提供をお断りする場合があります。また、以下の各号に該当する場合も利用申込書を承諾しないことができます。

- 申込書に虚偽の記載がある場合
- その他、当社がサービスの提供を適当でないと判断した場合

6 サービスの停止等

6-1 サービスの停止

当社は契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスを停止することが出来るものとします。

- 契約者が、当社が指定した期日までにサービス料金を支払わなかった場合
- 契約者が本約款の義務を怠った場合
- 契約者自らが振り出した手形または小切手がか不渡りとなった場合
- 差押え、仮差押えまたは競売の申し立てがあった場合
- 租税滞納処分を受けた場合
- 破産、会社更生、民事再生等の申立をし、またはこれを受けた場合
- 解散若しくは、営業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合

6-2 サービスの廃止

当社は、都合により本サービスの全部または特定のサービス事項を廃止することがあります。この場合、当社は契約者に対し廃止の30日前までに、当社が定める方法により通知します。

6-3 保守・障害によるサービスの停止

当社は、次の各号に該当する場合、サービスの全部または一部を一時的に停止する場合があります。また、次の各号の規定によりサービスの全部または一部を停止する場合には、契約者は、事前に通知されることなく一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、サービス停止等による出店料等の返還、損害の補償等を当社にしないこととします。

- 当社または当社が利用する電気通信設備の保守または工事上やむを得ない場合
- 当社または当社が利用する電気通信設備に障害が発生した場合

7 契約の解除

7-1 当社が行う契約の解除

当社は本約款6-1のいずれかに該当する場合、同条に定める提供を停止し、契約者に何らかの通知をせずに、直ちに利用契約を解除することが出来るものとします。

7-2 契約者が行う契約の解除

契約者は本約款6-2の規定により、本サービスの全部または特定のサービス事項が廃止された場合、当該廃止日に当該種別に係る本サービスの利用契約が解除されたものとします。

7-3 契約の解約

契約者が契約を解約する場合には、解約を希望する日の前月の20日前までに、当社に対しその旨を、当社の定める方法で当社に対し通知するものとします。尚、契約の解約日が月中になる場合には、解約当月の月額ASP使用料は全額支払うものとし、返金いたしません。

8 個人情報

8-1 個人情報の所有

本サービスを通じてインターネット上のみならず入手・利用するあらゆる個人情報(以下、顧客情報という)については当社の所有とします。

8-2 個人が特定できる情報の利用について

当社は、顧客情報のうち個人が特定できる情報については、事前に顧客情報を提供した第三者の同意を得て、契約者及び自らの業務遂行のためにこれを利用することが出来ます。

8-3 個人が特定できない情報の利用について

当社は、顧客情報のうち個人が特定できない情報(性別・年代)については、あらかじめ定めた内容・様式を用いて契約者に対し提供することが出来ます。

8-4 個人情報保護規定

当社は、顧客情報の取り扱いについて「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報を提供した本人に対し、当該個人情報の利用目的を通知または公表しなくてはならない。

9 料金等

9-1 サービス提供料金の内容及び支払サイト

本サービスの提供料金及び関連費用は以下の各項目からなります。

- 年間掲載料金: 契約者が、契約期間中サービスを受けるに当たり、当社がサーバーに契約者のアカウントを設定する作業費用。掲載予定日の前日までに支払う。また、本約款7条に該当する契約の解除が行われた場合でも、本料金は返還しません。
- 月額ASP使用料金: 当サービスの基本サービス利用対価。契約開始月から、当月分を翌月末までに支払う。
- モニター謝礼: 本サービスを利用し、店舗へ来店・支払が発生した際に課金される謝礼。当月分を翌月末までに支払う。
- モニター送客手数料: 本サービスを利用し、店舗へ来店・支払が発生した際に課金される送客手数料。当月分を翌月末までに支払う。
- オプション費用: 基本サービス以外のサービス利用対価。納品月の翌月末までに支払う。

9-2 料金の支払い

契約者は、当社が指定する支払期日までに、当社が定める口座に現金振込みで支払うものとします。また、契約者が当社に対し、サービス提供料金を支払う場合、支払いを要する額は当該料金の額に消費税を加算した額とします。契約者が当社に対し、サービス提供料金を支払う場合、支払いに要する振込み手数料等については契約者が負担するものとします。

9-3 遅延損害金

契約者が、本規約に基づく債務の支払いを遅滞した時は、支払期日の翌日から未払い債務の全額の支払いが完了するまで、当該遅延額に対し、年14.6%(1年を365日とする日割り計算)の遅延損害金を当社に支払うものとします。

9-4 預かり保証金

本約款4-1で定める利用申込の審査結果によっては、契約者から預かり保証金を頂戴することがあります。預かり保証金は、本約款7条に該当する契約の解除が行われた場合に、契約者からの通知をもって、返還します。

9-5 サービス提供料金

本約款9-1に定めるサービス提供料金は、本約款4項に定める利用申込書に記載するものとします。

9-6 サービス停止に伴う料金

本約款6-1の規定によりサービスが停止した場合における当該サービス期間のサービス費用は、サービスがあったものとして取り扱い、契約者にその全ての支払いの義務がサービス停止日に生じます。

9-7 サービス提供料金の返却

既に支払われたサービス提供料金に関して、如何なる事由が生じた場合でも、当社は返却しないものとします。

9-8 モニター派遣に関する料金の発生基準

本条9-1の各c、d、e項について、ユーザーに対しアンケートレポートの提出を依頼した場合、ユーザーより解約日以降にアンケートレポートの提出があったとしても、当該契約期間内にアンケートレポートは提出されたものとし、契約者は各項の料金について支払う責を負うものとします。

10 覆面モニター条件変更

10-1 覆面モニター上限人数の変更

毎月のモニターの上限人数、及びレポート数は、本約款4-1で定める利用申込書に記載するものとし、契約者がモニターの人数、及びレポート数の変更を希望する場合は、変更を希望する月の前月20日までに、当社に対し書面若しくは電子メールで告知するものとし、変更を受諾した旨の当社からの連絡を持って受理されたものとします。

10-2 覆面モニターの謝礼の変更

モニターの謝礼の変更は、変更を希望する月の前月20日までに、当社に対し書面若しくは電子メールで告知するものとし、変更を受諾した旨の当社からの連絡を持って受理されたものとします。

11 秘密保持

11-1 基本契約

当社及び契約者は、サービス利用及び契約の履行に際し知り得た、相互の業務上の秘密(以下、秘密情報という)について、相手方の事前の書面による同意が無い限りは、公知の事実、本サービスの契約以前に入手した情報、法令に基づく情報、または公的機関等の正当な権限を有するものから情報開示の要請があった場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならないものとします。但し、契約者の契約対象店舗へ登録したユーザーの人数並びに属性、ユーザーから獲得したアンケートレポートについては、秘密保持契約の対象外とします。

11-2 業務委託及び従業者

秘密情報は相手方の書面による同意が得られた場合、第三者に秘密情報を用いた業務を委託することが出来ます。但し、業務内容、目的、委託する情報についても相手方に開示し、承認を得なければなりません。また、委託した場合は委託する第三者に対し、本約款に定める個人情報及び秘密保持に関する項目を遵守させ、それに準じた秘密情報保持契約を締結しなくてはならないものとします。秘密情報を取り扱う従業者に対しても同様に遵守させることとします。

11-3 秘密保持契約の有効期限

本約款に定める秘密保持契約については、あらゆる事由により本契約が終了した後も有効に存続します。

12 禁止行為

契約者は、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。但し、各号共に当社の書面による許可があった場合はこの限りではありません。

- 本サービスの複製及び類似サービスの制作及び販売、並びに類似サービスを制作する第三者に対しアドバイスすること。
- 本来の目的と異なる目的で本サービスを利用すること
- 当社に営業上の支障や信用毀損などを生じさせる行為

13 契約者の義務

13-1 ユーザーID及びパスワードの管理

契約者は、当社から発行されたユーザーID及びパスワードについて管理の責任を負います。これらが盗難にあった場合は速やかに当社に通知するものとします。但し、ユーザーID及びパスワードが利用されたことにより、契約者に不利益があった場合も当社は一切の責任を負わないものとします。

13-2 契約者情報の変更

契約者は、その氏名、名称、住所、連絡先等に関する情報に変更があった場合には、速やかに当社が定める方法で、その旨を当社に対し通知するものとします。

14 債権譲渡

契約者が、本規約に基づく債務の支払いを遅滞した時は、当社が本規約に基づき債権及び権利を、必要に応じ債権回収会社、その他金融機関等に譲渡、若しくは担保提供、その他の処分をすることを予め承諾します。

15 信義則

当社及び契約者は、本約款の解釈に疑義が生じた場合には、お互いに誠実に協議しこれを解決するものとする。また、本約款に定めのない事項が生じた場合にも同様とします。

16 管轄裁判所

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。